

大谷學報

第六十六卷 第三号

昭和六十一年十二月二十日発行

「単独者」について……………大屋 憲一 (1)

—— M・ブーバーとS・キェルケゴール ——

元朝治下における漢人一族の歩み……………藤島 建樹 (13)

—— 蕁城の薰氏の場合 ——

傷寒論とその処方……………葛山 輝清 (26)

リルケにおける死の問題……………友田 孝興 (40)

浄土の教え・念仏のころ……………藤嶽 明信 (56)

保守主義の概念と特質……………小川 賢治 (70)

—— 保守主義の理論的考察に向けて ——

大谷学会 春季公開講演要旨

仏教における教団史研究の意味

……………東京大学名誉教授 平川 彰 (82)

人間・あそび・自然……………大谷大学教授 岩田 慶治 (87)

彙 報…………… (92)

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷大学研究年報 第三十八集

誓願一仏乗……………神戸 和麿

—仏と魔—

鳩摩羅什の訳経……………木村 宣彰

—主要経論の翻訳とその草稿訳について—

本朝目錄史考……………高橋 正隆

—紫微中台遺品『判比量論』の研究—

平安時代寺名索引……………佐々木 令信

—『小右記』『権記』『御堂閔白記』『左経記』—

大谷学報 第六十六卷 第二号

三朝高僧伝攷……………滋賀 高義

—訳経篇にみる役職名について—

松誉巖的著述攷……………後小路 薫

—西国洛陽三十三所の観音靈驗記を中心に—

昭和六十年 特別研修員研究発表要旨

彙 報

学位論文審査要旨

Sankhya 思想における 認識主体の問題……………浅野 玄誠

—npāḍhi, caitanya を中心として—

存在拘束性概念をめぐる……………千葉 芳夫

—Seinsgebundenheit と Seinsverbundenheit—

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles :

- On the Individual Human Being*Toshikazu Ōya* (1)
—M. Buber and S. Kierkegaard—
- The Chinese People under the Yuan Dynasty.....*Kenjyu Fujishima* (13)
—the case of the Hsün Clan of Kao-ch'êng—
- Shang Han Lun and its Prescription*Terukiyo Kuzuyama* (26)
- Die Todesfrage bei Rilke.....*Takaoki Tomoda* (40)
- The Teaching of Pure Land; The Mind
of Nembutsu.....*Myōshin Fujitake* (56)
- Toward a Theoretical Study of 'Conservatism'.....*Kenji Ogawa* (70)

Résumés of Papers presented at the Public Lecture in the Spring of 1986 :

- The Significance of Historical Study
of the Buddhist *Sangha*.....*Akira Hirakawa* (82)
- Life and Nature; Analogy of Games*Keiji Iwata* (87)

Miscellaneous :

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学、その他の學術研究と発表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行

二、「大谷大学研究年報」の発行

三、研究会及び公開講演会の開催

四、その他必要な事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長

二、委員

三、監事

第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。

2、監事は本会の会計を監査する。

第九条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

第一〇条 会員の会費は年額金四千元とする。但し、学生会員は貳千元とする。

第十一条 1、本会の経費は会費をもつてこれに当てる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第十二条 本会の事務は、教務課の所管とする。

第十三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

大谷学会役員

委員

大竹 鑑 木村 宣彰

寺川 俊昭 友田 孝興

長崎 法潤 名畑 崇

西井 元昭 藤田 昭彦

松村 尚子 箕浦 恵了

昭和六十一年十二月二十日発行

編集兼 大谷学会

発行者 白井元成

印刷者 西村明

京都市北区小山上総町

大谷大学内

発行所 大谷学会

振替 京都 四一八三九三番
電話 (〇七五) 四三三三三三二代
郵便番号 六〇三